

公益財団法人高松市スポーツ協会コミュニティスポーツ専門部
ブロック大会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高松市スポーツ協会コミュニティスポーツ専門部設置要領(平成31年協会要領第2号)第4条第1項の規定に基づき、コミュニティスポーツ専門部の加盟団体に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象は、加盟団体が地域住民の交流と体力づくりを目的として地域ブロック単位で共同して実施するスポーツ大会(以下「ブロック大会」という。)とする。

(補助金額)

第3条 補助金の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 基本額 各ブロック大会一律とし、コミュニティスポーツ専門部会長(以下「会長」という。)が当該年度の予算の範囲内において定める額とする。
 - (2) 人口割額 会長が当該年度の予算の範囲内において定める額を当該年度の4月1日現在における高松市人口で除した住民単価にブロック内人口を乗じて得た額(千円未満切捨)とする。ただし、住民単価は、少数点第3位を四捨五入するものとする。
- 2 前項各号により得た額の合計額をもって、補助金の交付限度額とする。

(事務執行)

第4条 補助金の交付にかかる事務等は、ブロック大会の幹事地区となった加盟団体会長(以下「幹事地区会長」という。)が代表してこれを行うものとする。

(交付申請)

第5条 幹事地区会長が、補助金の交付を受けようとするときは、ブロック大会補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、ブロッ

ク大会開始の20日前までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 会長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容及びこれに付する条件、指示を、補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該幹事地区会長に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 幹事地区会長は、ブロック大会を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 幹事地区会長は、ブロック大会が終了したときは、その日から起算して20日以内にブロック大会実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 結果報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) その他会長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第9条 補助金は、ブロック大会が申請のとおり完了したことを確認した後、幹事地区会長に交付するものとする。

（書類等の整備）

第10条 幹事地区会長は、ブロック大会の実施及び経費の収支状況に関する書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

（実施状況調査等）

第11条 会長は、必要があると認めるときは、ブロック大会の実施状況について報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

（決定の取消等）

第12条 会長は、幹事地区会長が次の各号のいずれかに該当するときは、

補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要領に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるものを除くほか、会長の指示に従わなかったとき。

2 会長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに関する部分について、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(例外規定)

第13条 特別の理由により、この要領により難しいものについては、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年第1回コミュニティスポーツ専門部臨時理事会の決議があった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。